

『市史研究 あしがら』第五号

一九九三年三月

〈史料紹介〉

慶応四年の浪人騒動一件史料

— 近江日野商人館蔵 山中家文書 —

馬
場
弘
臣

☆南足柄村より 市場国民学校 五一名

十月二十九日帰宅

☆ ” 下野谷国民学校 一九〇名

十一月一日 帰宅

☆ ” 芦穂崎国民学校 一四〇名

十一月一日 帰宅

☆福沢村より 浜町国民学校 一〇五名

十一月一日 帰宅

☆岡本村より 豊岡国民学校 一七二名

十一月一日 帰宅

(出典『横浜市の学童集団疎開』よこれき双書5)

昭和十九年七月から約一年間にわたって実施された学童集団疎開は、日本の子どもたちにとって類例をみない痛ましく苛酷な集団生活であった。異常ともいえる当時の戦時体制の中で、子どもたちは「勝つまでは・・・」「国のため・・・」と、一生懸命耐えていた。けなげな学童たちも、もはや五〇代後半の初老を迎えている。調査にあたってあらためて「学童集団疎開」とは何であったのかを考えてみる必要があると思われる。

おわりに

以上、当時南足柄地域へ疎開していた鶴見区の小学校(當時は国民学校)児童の生活の様相、当地域への受け入れについて資料紹介を兼ねて若干のコメントをしたが、疎開関係の資料については地元に行政資料として残されたものが乏しく、地域における行政側の対応がいまひとつ明確でない。村民の対応については、聞き取り調査に頼らざるを得なかったが、幸い疎開学童の教育指導、生活日程等に関しては、横浜市史編さん室、横浜市立図書館、横浜市内の『学校沿革誌』に多くの資料が掲載・保存されている。これらの資料については、すでに山本健次郎氏によって『郷土よこはま』(よこれき双書5)として刊行されており、本研究ノートも資料についてはこれらの刊本に依拠せざるを得なかった。本研究ノートは、『南足柄市史』資料編現代作成のための中間報告に過ぎず、現在、資料調査を実施している段階である。

最後に、本研究ノート作成のため左記の方々にお世話になったことを記し、謝意を表したい。

辻静江 牧田キヌ子 佐々木武陵 小島喜一 岩田愛子

湯山厚 北邨謙順 押田トミ子 (敬称略)

なお、聞き取り調査については、南足柄市史編さん専門委員宇佐美ミサ子、同調査員樫田卓士、同飯岡葉子を実施し、飯岡が整理したものを掲載した。

慶応四年の浪人騒動一件史料

— 近江日野商人館蔵 山中家文書 —

馬場 弘 臣

二六日の両日のことであった。

近江日野商人の本拠地として栄えた日野町は、町のあちらこちらに商家の面影を残す閑静な町である。日野が町場として発展していくそもそのきっかけとなったのは、当地の有力な戦国大名であった蒲生定秀が、天文二三年（一五三三）（四）に日野城を築いたことによる。その後日野は定秀、賢秀、氏郷の三代、五〇年余の間、蒲生氏の城下町として栄えた。山中氏ももとは蒲生氏の家臣として各地を転戦し、天正一二年（一五八四）の氏郷の伊勢若松移封や、同一八年の会津への移封にもつき従ったという。その後山中氏は、保綱の代に会津から日野に戻り、孫の頼久は武士を捨てて日野椀の塗物師となった。当地の特産として名高かった日野椀は、とくに蒲生氏の庇護を受けて隆盛を迎えていたが、その主な消費先が蒲生氏の領内であったために、氏郷の移封は大きな打撃となった。日野商人の活動は、地元消費の減った日野椀の需要を他国に求めて行商を試みたのがその発展の端緒であるという。しかしながら、頑丈さを売り物にした日野椀も、元禄期以降の華奢を好む風潮に押され、次第に精巧優美な他国産の漆椀に圧倒されていった。このため日野商人の行商も次第に当地で製造がはじまった合業の行商へと変わって行く。山中家の家業もこうした時代の変化の前に次第に衰微し、頼久の孫九左衛門の代にはついに家屋敷を人手に渡すこととなった。

文化九年（一八一二）というから今からちょうど一八〇年前前のことになろう。関本村に一件の酒店（酒造店）が開業した。屋号を日野屋[㊦]店と称するその店は、近江日野商人山中兵右衛門家の関東出店の一つである。その後日野屋[㊦]店は、屋敷地が手狭なこと、年々の勘定が不成績なことなどを理由に、文政二年（一八一九）の九月に閉鎖され、池上村（小田原市）に移転して新たに日野屋[㊦]店と称した。この間の事情については『山中兵右衛門商店二百五十年史 巻上』に詳しいが、同書に収録された史料が抜粋であったこともあり、その全体像をつかむのは困難であった。しかしながら、わずかな七年ではあっても、江戸時代の南足柄に近江商人の足跡があったことは、貴重な歴史的事実である。そこでこれらの関連史料を『南足柄市史』³に収録すべく、前室長小沢公生氏とともに滋賀県蒲生郡日野町を訪れたのは、一昨年の九月三日、

日野屋の祖、初代山中兵右衛門はこの九左衛門の弟で、同家の分家筋にあたる。本家の没落を目のあたりにした兵右衛門は、これを再興するために日野碗の行商をはじめたという。その主な行商先が駿州の御殿場村であり、兵右衛門は御殿場村近辺で碗を売りつくし、その売上金で当地の産物を仕入れ、これを道々で売りさばきながら日野へ戻るといふ生活を続け、享保三年（一七一八）にはついに御殿場村に本店を構えるまでになった。これが日野屋分店で、山中家の関東出店中の本店にあたる。その後代々の当主も積極的に分店近辺に本店を展開した。現在確認されるところでも、同じ御殿場村の④店、駿州沼津の⑤店、豆州南条村（静岡県那賀郡松崎町）の⑥店、先述した関本村の⑦店、池上村の⑧店などがあげられる。

この山中家に伝来した文書群は、現在日野町の近江日野商人館に保管されている。この近江日野商人館自身が、昭和一年（一九三六）に建てられた山中家の居宅を譲り受けたもので、往時の商家のたずまいを偲ばせる建物である。さて、同館に保管されている山中家文書は、五つの茶箱に納められており、その総数は一万点におよぶという。史料的には日野屋各店の経営史料や往返書簡などが主ではあるが、御殿場の分店が小田原藩の御用達を務めていたことから、同藩に関する史料も多く、注目される。すでに昭和五年（一九七六）には『山中兵右衛門商店二百五十年史 巻上下』が編さんさ

れているが、日野商人の活動や経営のみならず、小田原藩の研究のうえでも貴重な史料群であり、今後積極的な研究の展開が期待される場所である。なお、現在の山中家文書は同書の編さんの際に一応の整理が加えられたものと思われ、経営史料や書簡など、比較的まとまった単位で茶箱に納められている。今回紹介する史料は、このうち書簡を納めた箱の中に保管されていたものである。

二

この史料は、慶応四年（一八六八）の二月一日に、御殿場の分店から日野の山中兵右衛門に宛てて出された書簡で、包紙上書や端裏書にもあるように、御殿場周辺でおきた浪人騒動の一件を報告したものである。この浪人騒動一件に関しては、今度発刊される『南足柄市史』³にも関連史料が収録されている。村筒の出動を要請した矢倉沢関所からの廻状とこれに対する村筒小頭の添状（二月一日付）、および須走村（静岡県小山町）に「浪士」が数百人屯集しているという報告を受けた矢倉沢関所が、村々に人足の用意を命じた廻状（同一日付）の二点で、いずれも慶応四年の雨坪村の御用留（南足柄市役所蔵）に記載されているものである（資料No. 37）。したがってこれを補足する意味でも注目される史料であるといえよう。ただこの書簡自体は、すでに『山中兵右衛門商店二百五十年史 巻上』に収録されているのであるが、

残念ながら一部の抜粋であるために、その全体を知ることができなかった。内容的にみても、④店および⑤店が被害の当事者であるだけに当時のようすがかなり詳しく、リアルに述べられており、とくに小田原藩領の村々については、この時期の具体的な村落状況、社会状況をしめす史料が不足しているだけに、貴重なものである。またこの一件に関してはかなり日野と各出店との間で連絡が行なわれたものと思われ、現時点でもこれ以外に④店からの書簡（以下④店書簡）と④店・⑤店・⑥店の連名の書簡（以下④店書簡）の二通を確認している。いずれも二月二四日付のものである。今回紹介する④店からの書簡（以下④店書簡）はこの中でももっとも詳しいものであるが、他の書簡と比べると人数などに異同がある。そこでこの④店書簡を中心に、他の書簡も含めてまずこの浪人騒動一件の経過について整理してみることにしよう。

④店書簡によれば、「一橋様の浪人」と名乗る浪人八〇〇人が江戸表を立出し、このうち四〇〇人は船で紀州へ向かったものの、残りのうち二〇〇人が甲州郡内の谷村（山梨県都留市）に、また二〇〇人が籠坂峠を越えて須走村に宿泊し、さらにこのうち一〇〇人が御殿場村に来て大騒動になったとある。須走村に浪人が入ったのは、④店書簡によれば二月一三日のことであるという。

一橋様はいうまでもなく最後の將軍である一橋（徳川）慶

喜をさしている。慶応四年の年あけ早々におきた鳥羽・伏見の戦いに破れた慶喜は、正月六日の深夜に大坂城を脱出して、一二日の朝には江戸に入り、翌一三日に碓井関所（群馬県松井田町）の敵守を、一四日に掛川・沼津・相良の三藩に駿府城（静岡市）の敵守を、さらに一五日には小田原藩に箱根関所の敵守を命じていた。一方新政府も正月七日に慶喜の追討令を発し、全国の諸藩をその手中に納めていくとともに、二月三日には天皇親征の詔を発して、総裁有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする東征軍が組織された。東海道・東山道・北陸道の諸道政府軍が京都を出発したのが二月一日から三日にかけてのことであり、一五日には大総督も京都を発った。まさに一触即発の状況の中で、朝廷への画策に失敗した慶喜は、二月のはじめから絶対恭順に態度を変えて、一二日には上野の寛永寺に引きこもった。江戸城の無血開城が四月一日で、これに先立つ西郷隆盛と勝海舟の会談が三月一三、一四日のことであるから、この浪人騒動はまさにこうした緊迫した社会情勢の中でおきた事件であった。書簡の中にみられる「此節がら軍中ニ相成」、あるいは「東西乱国」といった文言はまさしくこうした状況をさしていることである。

さて、この時御殿場村では、同村に滞在した浪人共のうち「極悪者」二〇人程が村役人を呼びつけて④店へ「◎」の無心をしている。書中にひんばんに出てくるこの「◎」が具体

的に何をさすのか今一つ不明ではあるが、金子を要求しているのは間違いない。ちなみに⑩店書簡では「〇印之無心」と記されている。これに対して⑨店では、商売が不調であったこともあり、また村役人の助力もあって何とか三両の出資であることを納めている。もっともようすによっては浪人の乱入もありえる状況ではあったが、須走村に滞在した浪人共の間で仲間割れの喧嘩があり、この二〇人は直接⑨店には押し掛けないで沼津方面に逃げさった。

この仲間割れの喧嘩の発端は、須走村に滞在した浪人のうち六八人が、郡内境村（山梨県都留市）の天野快蔵宅へ押し入って大暴れをしたことによる。この六八人の浪人は、天野方で金千両の借用を強要したものの、天野が出し渋ったために立腹して、諸道具を微塵にし、衣類を引き破り、証文その他の書類を残らず引き破って川へ流し、さらに逃げ遅れた家内の者五人に切りつけて手傷を負わせるなどの狼藉をはたらいたのである。⑨店に金を強要した二〇人の浪人もこの仲間であり、まさに「極悪敷もの」たちであった。そしてこうした所業に怒った他の浪人仲間一同が、六八人の者を召し取って手打ちにしようとしたために大騒動となったのであった。実際このうちの何人かは浪人仲間によって切り殺されたもようである。一方こうした事態に幕府や小田原藩でも急遽対応におわれることになった。⑩店書簡によれば、石和陣屋（山

梨県東八代郡石和町）と谷村出張陣屋の代官の手勢が出勤して、山中や海辺などで二二人程を召し取ってことごとく打ち首にし、天野方でその首をさらしたという。また、小田原藩からは一五〇人程の取手が派遣され、一四日の朝には御殿場村を通過して須走村に向かっている。

また、この一四日には同じ御殿場村の⑪店に、古沢村（御殿場市）辺から馬に乗った二人の浪人がやって来て金子を強要している。もっとも本店に送金したばかりであったので、金一両と銭五九文を差し出すことでことなきをえているが、⑨店書簡では「誠ニ店一同恐縮、茂助殿も顔色替而震ながら」と、この時の恐怖のようを伝えている。

小田原藩にとって、この甲州方面の防備についてもっとも重要な役割を果たすのが矢倉沢関所である。この矢倉沢関所から村筒の出動や人足動員の準備についての廻状が出されたことについては先に述べたとおりであるが、この関所にも一五日の暮れに騒動を起こした浪人の「敵討」と称して、一七人の浪人がやって来たことが報告されている。書簡では、この矢倉沢関所の嚴重な警戒に恐れをなして、矢倉沢村の「ふじや清蔵方」という宿に何とか一宿しようとしたと述べており、注目される。さらに翌一六日の朝には小田原藩からの浪人を召し取るための手勢が派遣されたので、直に捕まるだろうとも述べており、当時の矢倉沢関所周辺の緊迫した状況

を伝えている。

この頃には騒動も一応は沈静化の方向に向かったようではあるが、先の二〇人はさらに山尾田村（御殿場市）や山山村（御殿場市）、深良村（静岡県裾野市）などの村役人や大家に押し入っており、取手のようすとあわせてなお不穏な状況であった。いずれの書簡にもその恐怖のようすがめんめんと綴られており、とくに忖店書簡では「店中恐縮実ニ身の毛も余立申候」心持ちで、郡内その他に逃げた浪人がいつまたやってくるかわからないので油断がならず、心配の絶えることがない。子供たちは実に「泣縮入申」していると、当時のようすを報告しているのである。

三

以上が御殿場周辺でおきた浪人騒動のてん末であるが、忖店書簡にはこれ以外にも興味深い記述がみられる。例えば小田原藩の「内分」として、「御殿様ニハ徳川江御附」なれども「一家中者京附之よし」と、藩主大久保忠礼は幕府を支持しているのに対して、家臣は朝廷につこうと主張するなど両者が対立している状況を伝えている。事実小田原藩では、一旦は朝廷に対して恭順の意思をしめしながらも、五月の箱根戦争では東海道軍に対峙するなど、最後まで藩論が定まらなかった。小田原藩が最終的に朝廷方に恭順するのは五月二四日のことである。

こうした中では、忖店がとくに村方の「不人氣」について再三嘆いている点は重要であろう。すでに天野宅で浪人が暴れた際も、快蔵が村方によく思われていなかったことから、「浪人方へ村中ヨリ手伝可申由」、あるいは「六十八人浪人押込申候所江村中加勢被致候」ありさまであったと述べている。忖店にしても当村や近所が「尚更不人氣」で、浪人よりも当村の者「極人氣悪敷相成候」て第一に「困入」っているという。また、浪人はたとえ騒動を起こしても「御上様」が「召取」ってくれるし、打ち殺してもかまわないという御触も出ている。第一浪人は世間一統のことなので、「一同之心配」であるが、村方の者へはそうもいかず、たびたび無理を言い立てて「悪敷事」を持込んでくるうえに、借金も返さないで商売も行き詰まっているというのである。このうち打ち殺してもかまわないとする「御触」は、対外戦争の危機下で幕府が、文久三年（一八六三）に出した触書をさすのである。いずれにしても幕末維新期における村方の混乱した情勢をしめしめていて興味深い。

さらに、これらの点に関連して④店書簡では、慶応四年の農兵取り立て（『南足柄市史』2 No.16参照）に際して、御殿場村で行なわれた入札の際の紛糾した状況を報告している。ここでは忖店が三番札で落札したにもかかわらず、村役人の意向で名主格を理由に忖店の農兵を免除して、四番札にまわ

そうとしたことが一つの問題となったのであった。また一番札に落札した者が、農兵の手当として一人につきはじめに二〇〇両、その後御用のたびごとに一〇〇両申し受けることを要求し、もしこれを「御上様へ御願被下」たとして、たとえ立腹されて家内ともども追放になったとしても「少^茂苦からす」と言い放つなど、まさに御上をも恐れぬ事態となつて、村役人層を悩ませていたのである。

このようにみえてくると、慶応四年の浪人騒動はただ偶発的な事件というのではなく、その背後に日野屋のような商家や豪農層、および村役人層と、一般の小前層や下層農民との対立の図式があり、そうした村方の動揺が、当該期の社会情勢を反映した浪人騒動とあいまって、問題を大きくしたといえよう。日野屋^①店・^②店にとつてはその総体こそが問題でありしたが、^③店書簡では、事態の打開のために日野の本店から人を派遣してくれるように懇願しているのである。また、^④店書簡には「^⑤改革談事大切用向入」、^⑥店書簡には「^⑦改革願丈懸合用」といった文言が端裏書にみえるが、これらの改革案の内容は、いずれもこうした浪人の標的になることを恐れ、さらには村方の情勢をおもんばかって、目立たないように店構えを小さくし、経営を縮小しようというものであった。

南足柄市域を含めて、近隣の地域やこの時期の小田原藩領

の村々の動向についてはなお不明な点が多いが、幕末維新期のいわゆる「世直し」的状況の下で、当該地域のこうした動向をどのように位置づけるのか。そうした史実の発掘はもとより、これを規定する社会的、経済的条件の解明とともに、今後の研究に期待されるであろう。

最後になりましたが、調査のおりには正野雄三館長をはじめ、近江日野商人館のみなさまにたいへんお世話になりました。記して感謝の意を表する次第であります。

〔包紙上書〕

浪人入廻り大騒動

一条

江州土山宿
日野屋太郎左衛門様

御殿場

同州日野町
山中兵右衛門様

大急用

〔包紙裏書〕
二月十八日出

日野屋
兵右衛門

土山宿迄賃済

上目拾式文

〔端裏書〕
二月十八日出

浪人入廻り

大騒動一件

尚々取急大乱筆御筆段可被下候、当店儀ハ成丈ケミだれ不

申候様可仕候間、御表ニ而も同様奉願上候、小供・中年者早々御遣し可被下候、何分無捨御心配奉願上候、以上、御地先月十五日出し、当月二日出し御両通共無事着仕、難有拜見仕候所、御主人様始メ御一同様益御勇健ニ可被遊為入候由奉恐喜候、随而当方店々中以御蔭様無別条相勤申候間、乍懼様御休意思召被遊可被下候、然ハ御表ヨリ存外御尊書ニ預り、京坂大変之義御念頃ニ被仰聞奉恐縮候、尚又御地江浪人多人数入廻り、町々在々御騒動被遊候由咄々御本家様始御一同御心配被遊候段奉恐入候、何卒く穩ニ可相成様奉祈念候、当店ヨリも初便りヲ以旧冬浪人騒動之義奉申上候所、夫々御承知被成下難有奉存候、且又此度御表同様ニ相成、一橋様之浪人ト言立、江戸表ヨリ八百人出立致し、此内四百人紀州表江船上ニ而參り申候趣キ、跡四百人之者郡内谷村江參り、谷村ニ而式百人計り休足被致、跡之式百人ノ者籠坂打越須走りニ而泊り、又此内百人計り御殿場江參り、合店見当ニ浪人參り、大變騒動仕候所、須走りニ百人泊り申候者仲間喧嘩致し、当村江參り申候内廿人計り極悪者ニ而須走仲間ヨリ飛脚參り、右廿人之者須走之方へハ浪人仲間之内ニ而も余程悪敷ものゆへ、須走方へハ不參沼津辺江逃行、廿人之内ノ者村役人呼附合店江◎無心配致し呉候よし役人衆江頼込、夫ヨリ当村不殘浪人入込申候先触御座候ヨリ戸ノ仕候、廿人之者役人ヲ以無心配申候間、当節商内不印◎無之、迎も多分ニ者用達不出来候

間相断、丸テ断申候節ハ合店江大勢ニテ押込申候ト心配仕候故、役人衆も御情々御骨折被下候而廿人之者へ金三兩ニ而断り、役人衆も上手ニ強ク合店成行相断被下候間、浪人も無抛承知致し候得共、様子寄而ハ当店方へ入込無心配申候所、其内ニ須走ニテ仲間之内喧嘩出来、右之廿人之悪者ニテ須走ニ泊り、大勢之浪人ヨリ迎ひニ參り須走江參り申候ハ、仲間内ニテ切殺し可申候由、夫故ニ当店へも不參直ニ沼津辺江逃行、廿人之外之浪人ハ不殘須走江戻り、右之仲間喧嘩ト言ふハ、当月十二日郡内堺井村大家天野快藏殿方へ右式百人之内六十八人ニ而金千兩借用仕、外無心配可被申候所、迎も難出来半金五百兩也差出し可申候様快藏殿被申候間、浪人荒まし々承知いたし可申候所、右之五百兩ハ差出し可申ト被申候得共、◎者無之漸々百兩也差出し申候ニ附、浪人ども立腹いたし、諸道具不殘見甚ニ致し、衣類引破り、此内上品持行、証文其外書類不殘引やぶり川中へ流し、畳切破り、旦那・家内逃行、跡ニ残り候家内五人家々うろたへテ被居候間、五人をも腕股之所深く切込大怪我仕候由、天野快藏ト言者村方ニ能不思候付、浪人方へ村中ヨリ手伝可申候由、六十八人浪人押込申候所江村中加勢被致候間、大あばれニ相成申候、四百人之仲間六十八人極悪敷ものニ而、仲間一同ニ六十八人之者ヲ召取手打ニ可致様趣キ仲間之内大騒動ニ相成、右六十八人之内当村江廿人泊り、沼津表へ逃行、須走ニ而浪士仲間ニ而拾八人召

取、九人郡内ニ而召取、廿七人天野快藏殿へ押込人、右之廿七人之首ヲとりて天野快藏殿方へ見せて参り申候由、廿七人之内三人ハ須走ニ而浪人仲間ニテ切殺し、大騒動ニ相成、夫ヨリ直様小田原江注進ニ相成、十四日ニ御役人衆鎌・鉄炮ニテ百五十人程、浪人取手ニ当村へ十四日之朝御通行ニ相成、須走表江急キ御入光被遊候所、浪人十四日朝ヨリ谷村表へ不残引取、十四日之朝①店江浪人式人古沢村辺ヨリ馬ニ乗りて参り、浪人被申候ニハ、此方義一橋之家中八百人之間、江戸ヨリ此内四百人ニ而郡内表ヨリ廻り、紀州表江参り申候浪人ニテ、四百人之者道中路用遺果し、大家ト見かけ候間、四百人之手当致し貰ひ度候旨、鎌・鉄炮①之店前ニ置而段々無心被申候間、相手者茂助殿誠ニ店一同恐縮、茂助殿も顔色替而震ながら段々入割申入、①店義ハ当時本店方へ不残送り金子出払無之候間、御断申入候得ども、中々以承知無之、只者返り不申候間、兩人者江金壹両也紙ニ乗て差出し申候所、浪人見むき不致、浪人被申候ニハ、何ニ致し而もめし老飯振舞被下候由被申候付、兩人勝手廻りめし仕舞、又店ニ而浪人兩人相談被致候而、金子而已ニ而ハ仕様無之間、有丈ケハ借用申度被言候得共、立テ断り、銭ならば少し持合御座候間、かし可申ト被申候、又浪人相談杯いたし、夫ならハ銭ニ而も不苦被申候間、天保銭五拾九文差出し持行、金壹両ト五拾九文ニ而不承くくニ而兩人之浪人被申候ニハ、いつれ又都

合出来次第返金可申候様被申候、①店ヨリ無事ニ出行、①店ニ而も実以其間者大心配仕候、本店・①両店ニ而九兩程ニ御座候間、先々小難ニ而御安心可被下候、十五日之夜四ツ時ニ矢倉沢ヨリ早駕籠参り、彼前ニ而も一同大心配仕候、小田原衆兩人早駕籠ニ而参り、彼前ニ而相頼申候所、矢倉沢御関所江十五日暮方浪人十七人計り関所江参り、右浪人被申候ニハ、御厨江入廻り浪人ニ敵討ニ参り度よし被申、矢倉沢御関所ニ而も当節御大勢同所御固メ居被遊候間、右十七人之者も恐入候て、如何いたし候而も矢倉沢ふじや清藏方ニ而一宿致し、ミくりやへ浪人多人數被参候趣兼而承り申候間、其宿江関所ヨリ懸合ニ可及候付、其間一宿被成可被下候様ニ而十五日夜早ニ而参り、小田原衆百五拾人計須走表ニ御泊り被成候付、矢倉沢ヨリ早駕籠式丁共其所江御懸合ニ御出被遊候、矢倉沢ヨリ小田原へも御注進御立被成大騒動ニ相成、須走りニ被居浪人不残郡内辺江引取ニ相成候間、十六日朝小田原衆当所江廻り矢倉沢江浪人十七人召取ニ御出被成候、昨日事故于今不相分、定而御召上ケニ可相成ト奉存候、当村へ廿人泊り申候浪人、所々江押込三、四人くらい宛大家ヲ見込、山尾田村岡右衛門殿ニ而も金貳両持行、神山村名主様ニ而も少々持行、深良村酒屋治郎殿ニ而も金壹両ト銭百拾九文持行、大家ト見懸ケ無心被申村々大騒動仕候、沼津様ヨリ二本松村江大勢ニ而大筒杯御持参被成、其外辻々嚴重ニ御固被遊候由、四、五

日先ニて三嶋宿ニ而浪人四、五人程案正様御召取被遊候由、右之浪人金子多分持居候様子、四、五人ニ而六、七百両御座候咄しニ承り、誠ニ東西共乱国ニ相成、当店義も今迄之所ニ而ハ無難ニ相凌居候得ども、逆も此姿ニ而ハ暮方無覚束ト奉存候、浪人参り申候砌りハ四、五日商内相休、㊦店も同様、村内ニ而も両日計り戸ノ仕候、浪人入廻り候節ニハ第一番ニいつニ而も命店ヲ目差、浪人這入不申とも村内近在至までも命店が有故に浪人参り申候坏ト諸人被申候、当村処近所尚更不人氣ニ而、浪人ヨリも当村之者極人氣悪敷相成候間、第一ニ奉困入候、浪人者入廻り申候而も御上様ヨリ召取被下候、又ハ御触之通り打殺しニ相成候而も不苦候よし御上様ヨリ被仰聞候付、浪人之所者世間一統之事ニ付、一同之心配ニ奉存候得共、当村之者度々無理ヲ言立、何ニ事ニ不限悪敷事ハ命店へ持参り、無人之中尚更当惑仕居候、在宿とも旧冬貸金・店貸両方共其儘無勘定、家店中同断、㊧印古来稀成ル不印、尤も其筈ニ者御座候、此乱国軍中ニ先年通りニ相連申候バ乱国ニハ不相成候間、御表ヨリ先書ニも被仰聞候通り、五年、拾年ニ而ハ不納ト奉存候、扱々今時之人間ハ廻り合せ悪敷所江入廻り不連ニ奉存候、当地ヨリ㊨店下働男庄兵衛老人ニ而正月廿九日出立ニ而差為登、右便りヲ以小田原御殿様甲府表ヨリ御帰城ニ申候趣荒まし奉申上候ハ、定而㊩庄兵衛無事着之上ニハ御承引被遊可被下哉ト難有奉存候、小田原御殿様

義二月十日御出立ニ而江戸表江御出府被遊候、又上之内御帰城ニ相成候由承り申候、御家老大久保孫右衛門様当月十四日大坂表江御出張ニ相成、小田原様も内分承り候所、御殿様ニハ徳川江御附可被遊候様子なれども、一家中者京附之よし、小田原表ニ而も実ニ御心配被遊候由、何卒御無難ニ御武運長久奉祈念候、当節者御大名様方も御心配之時節ニ相成、実恐入奉存候、下々之者疊上ニ而暮し居候ものハ誠ニ以無此上も難有御事ト奉存候、水口様御出情被遊候よし、西大路様も同断、何卒く小田原様も同様御出情可被遊候様奉祈念候、乍去水口様近江水口主和備明老ニも莫太之御物入ニ付、此元江又々御用金多分廿七軒江相懸り可申由、委細入割被仰聞奉恐入候、御表ニ而も旧冬払方金・他借金多分出来、高利之金子ニ而咄々御困り被遊、当店ヨリ初登ニ金式百両差送り申候分、同月廿日無事着ニ相成候趣キ安心仕候、尚又此外金子為登之義被仰聞候間、当店ニ而も実々不廻ニ付奉困入候得共、有合丈ヶ此外差為登可申候間、左様ニ思召可被下、取合金合丸百両差為登候間、跡金之儀者取集り次第三月ニ相成候ハ、差為登申候間、此段御承知可被下候、当店儀も御存之通り店商内稀成不印、貸金無皆諸人極々不人氣ニ而借り人ハ強氣ニ相成、貸方弱氣ニ而、何でも少しでも貸候者先方凡旦那那樣ニ相成、当店ニ而も旧冬ヨリ取建方尽方ニテ骨折心配仕候得共、御存之通り何国共米直段月々下直ニ相成、正月頃ハ内米ニ而駄四兩式、

三分くらいニ有之候所、当時三両式分ニ而も引人無之、小田原表ニ而も同様蔵米ニ而も五俵ニ而も買入無之、大豆杯ハ旧冬式斗四、五升位ニ買入候所、当節三斗ニ而も相手者無御座候、命ニ而も旧冬之蔵米①入用之残り少々持合候分今売候ハ余程損毛ニ御座候、高下不抱用心米ニ而も盆頃までハ持答可申積リニ御座候間、左ニ御承知可被下候、当店ニ而も者◎印一向ニ入金無之、外店ヨリも同様商売休同様、一軒店ニ而も此節下り酒下落ニ付、今まで持居候酒大損毛ニ相成、右店方も又々店勘定無皆ト奉存候、ⒶⒺ①④同様ニ而も出金一方入金無數御座候而ハ逆茂店方支配之義出来不申候、此分ニ而ハ本店分ハ諸品仕入迎も難出来、其外店も矢張同様◎印段出走近年多分之為登録金ニ相成、何程御座候得共、兩殿様御入用金、其上へ御国元諸入用一通り不成多分御入用金之由、年まし元金無數相成、此末何ト可相成候哉御主人様ニハ不申及、我等奉公人共此末樂ミ等も無之次第ニ奉存候、店方無人ニ御座候間、万事不行届キニハ御座候へ共、店一同情々持答候丈ケハ心配仕候得共、此節がら軍中ニ相成、前申上候通り東西乱国ニ而も浪人入廻り、御表ヨリ先書之浪人日野表江多人数入込申候由被仰聞候間、誠ニ恐縮申候所、当方も御地同様ニ相成、昨日迄浪人入廻、何時ニ八方ヨリ入込可申哉昼夜心配仕居候、命店儀大店故何分目ニ立チ、①④兩店とも大心配仕居候、此間浪人參候節書類、大切之物不残手分致し持出し、蔵不残恒戸・土戸引ノ嚴重ニ

いたし、店中恐縮実ニ身の毛も余立申候、浪人郡内其外へ逃行何時ニ又入廻可申哉難計、誠ニ油断不相成いつまでも心配難絶、小供至り実ニ泣縮入申候、迎も今分之小ともハ難育、実ニかわいそうふニ奉存候、命小供兩人ながら泣テ①店江逃行、遠国江参り若も浪人之手ニ懸り間違等有之候節ハ、重立申候者国元江面目も無御座候故、①方へ逃遣し、浪人入込始リニ而も何時ニ又入廻り可申哉、命大家ト見請テ参り候間、店切縮可申が目立不申哉、夫ニ而も蔵が矢張目立可申ト一同心痛仕候、何与可致候哉、若又此末浪人多人数參候而ハ怪我等も無有難計、日々店中心配仕候、中々以筆紙ニ難尽、近々内Ⓐ重兵衛殿、④茂助殿為登可申筈ニ御座候間、当方ニ而も相談仕、御表江無事着之上店々何ト可仕候哉、無捨置御談事被成下候而、急便之御返事奉待上候、迎も愚前之我等ともニ而ハ防方出来不申候間、何卒く御地ニ而も御大切之御用ハ每度く止々御座候得共、当店義御先祖様ヨリ御大切之御抛場なれば、尚更御大切ト思召候而、重立申候御方一寸も御早く御下向被遊候而、御相談被成下候上ニ而も如何様とも可然御差図被遊可被下候様奉待入候、喜兵衛様御儀ハ如何御座候哉、旧冬ヨリ一向御本家様方へ御出勤無之趣キ、此時節がらニ御出勤不被成候而ハ定而御不快ニ為入被成候哉心配仕候、吉喜様御本家様方へ御出勤有之候ハ、②様早々御下向も御座候哉ト旧秋頃ヨリ店一同相更業居候所、毎月末ニハ御下向被成

下候様ニも被仰聞候所、正月正次郎様御死去被遊候間、尚更御用向相重り、御本家用・御町内御用向重々御用向御座候故実々御さつし申入、御下向之所ニ実々御運不被成候義御尤奉存候、仍之吉喜様御義直様御本家様へ御出勤被遊候而、㊦様御下向可被下候バ、順道之運方ト奉存候、此状着次第無捨置御相談可被下候、当店も臨時用ニ而困入候所、浪人折々入込店々勘定御上用組近所不人氣相成、上手ニ氣取致し申候得ども、不体之義ヲ言立奉困入候、当店ニ而も初登り之者鎌掛宿ヨリ参り、中むら殿内為吉義老人、中登り政兵衛義、右兩人義当月中ニハ差為登申候、左候得者若衆無數相成、夜番毎夜四人ヅ、ハ致し無人付、先達而も申上置中年者ニ而も宜敷候間、両三人、小供兩人計り此状着次第無相違御下し奉願上候、御本家ニ居合之小供御座候ハ、直様御遣し可被下、大切之御店ヲ無人ニ而ハ迎も店方防方何故ニ而も大小とも無之候而者相統無寛束ト奉存候、返スニも無捨置御見付下し可被下候様、小供・中年とも兩人ニ而も三人ニ而も宜敷御座候間、御下し可被下、若又無之いつまでも見付かり不申候而ハ、当店養生立不申候、中年者ハ元ヨリ悪敷御座候得共、当時節ハ軍中之時節ニ而、小供ヨリ育上ケ埒明キ不申候間、小供も入用、中年も入用、両方御下し可被下、当店も㊦も無数人も無之、乍去店一同不印被思候人体ハ、数重年居合申候而も御断申上候、其時之模様ニヨリ自から自徳ニ而致し方無之、此段

御承知可被下、先者右御両通御請旁当方へ浪人騒動一通り奉申上候、委細之義ハ近々内兩人差為登候間、無事着之上逐一奉申上候間、御聞取被遊可被下候様奉願上候、㊦甚兵衛儀も近々内㊦店方へ店勘定ニ出向申候、㊦店市漸々此間初リニ而浪人騒キニ而無中ニ相成、中々以仕事杯手ニ附不申、是ヨリ相始り最早浪人入廻り不申候様毎日奉祈念候、恐惶謹言、
二月十八日

合

甚兵衛
善兵衛
伊兵衛
吉兵衛
店中

山中兵右衛門様

久治 郎様

出来

一御本家様行㊦也

一威応丸早入百服

右大急キニ御遣し可被下候、

御本家様

合